

令和6年度デジタル人材育成のための研修業務委託企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、令和6年度デジタル人材育成のための研修業務の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものである。

2 企画提案審査会

- (1) 審査は4名の委員によって構成される審査会によって行う。
- (2) 審査会の委員長は、デジタル政策推進課長とする。
- (3) 審査会は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 審査方法

- (1) 審査は企画提案競技参加業者から提案された企画の内容を、プレゼンテーション審査により行う。
- (2) 審査は4の「審査項目、審査基準及び配点」により行う。
- (3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けをする。全体の合計点数を比較した結果、合計点数が同一の場合は、総合評価などを勘案し、審査員の合議により委託候補者を決定する。

4 審査項目、審査基準及び配点

審査項目及び審査基準は、別紙「評価表」のとおり。